

## 1. 基本方針

摂津市社会福祉協議会が地域福祉活動支援センターに移転し、早や3年が経過しました。この間、地域福祉活動の基幹的施設としてその機能を活かすべく、毎月開催する福祉講座をはじめボランティアフェスティバルの実施などに取り組む一方、摂津市から地域包括支援センターを受託したことに伴い、事業の効率化と職員数の増加に伴う組織の責任体制の明確化を図るため、課・係制を導入し体制の強化を行ってまいりました。

平成27年度から始まる次の3か年は、介護保険制度の大幅な改正に加え少子化対策や障害福祉、年金等の改革、生活困窮者自立支援法の施行など、将来にわたって安心して安全に暮らせる社会となるよう、国をはじめ都道府県、市町村それぞれで大きく取り組みが進められるようになります。

全国社会福祉協議会は、平成27年度以降の各分野における改正を見据えたものとして「地域における生活困窮者支援対策等の総合相談・生活支援体制の取組強化」「社会福祉法人・福祉施設、社協の経営管理の強化、地域での公益的な活動の促進、福祉サービスの質の向上等の取組強化」「福祉人材の確保・育成・定着の取組強化」の3つを重点課題として掲げ、これら具体的な事業の展開にあたっては社協と社会福祉法人・福祉施設が連携・協働することが重要であるとしています。

また、大阪府における第3期地域福祉支援計画にもある、誰もが困ったときに身近なところで支援が受けられ、地域のつながりの中で、ともに支え、共に生き、あらゆる主体の協働により福祉活動が実践されている「地域社会」を目指し、市においても地域懇談会等を開催する中で、摂津市地域福祉推進計画の見直しが進められます。

摂津市社会福祉協議会は、地域社会におけるさまざまな活動分野で「地域福祉」が取り込まれるよう、住み慣れた地域において一人ひとりが大切にされ、地域社会の一員として様々な活動に参加し、いきいきと自立して暮らすことができる仕組みづくりを引き続き行ってまいります。

平成27年度は、生活困窮者自立支援制度等各分野において施行、実施される初年度として、展開実施する事業と検討協議を行う事業が混在し、調整を要する事案が多くなることが予想されます。職員一人ひとりがこれまでの経験と地域とのつながりや事例をつうじて、市をはじめ民生児童委員協議会や自治会、老人クラブ、NPO団体や社会福祉施設など地域福祉を協働して推進する団体

との連携をさらに行い、地域で援護を要する方々に最適なサービスとのマッチングとセーフティネットの充実を目指した取り組みを行ってまいります。

## 地域福祉課

昨年度より実施している安心福祉講座は、地域福祉活動支援センターを活用し、市民の方々に関心の高い内容やお知らせしたい内容を検討し、8月から毎月一回実施してまいります。

ボランティアセンターでは、ファミリー・サポート・センターとの共催で講座を開催するほか、移送サービス講習会やレクリエーション講座を開催してまいります。また、安心福祉講座と同様に支援センターを会場に「ボランティアフェスティバル」を実施してまいります。

生活福祉資金貸付事業では、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、相談受付時から同法制度との連携が必要となることから、市担当課との調整、連携を検討実施してまいります。

社会福祉施設地域貢献委員会では、社会福祉法人や福祉施設の在り方が問われている状況を踏まえ、これまで取り組んできた地域での公益的な活動をより推進し、施設という特性を活かした取り組みをこれまで同様に連携しながら充実、強化に努めてまいります。

摂津市地域防災計画において社会福祉協議会の活動が位置付けられていることを踏まえ、災害時における職員の初動体制や対応、円滑な支援体制の確立に向けたマニュアルの作成を行ってまいります。

社協に対して永年ご支援ご協力いただいた方々やご寄付をいただいた方などへの感謝の意と、社会福祉協議会を構成する組織構成会員や福祉関係者などが情報交換、交流を行う「感謝のつどい（仮称）」を実施してまいります。

社会福祉法人の透明性の確保や情報開示として、社協の事業報告や決算などホームページや社協ニュースに掲載し、より幅広く周知できるよう努めてまいります。また、事務の簡素化と事業活動の透明化等を担保するものとしてすべての社会福祉法人が対象となる新会計基準への移行を、平成27年度の予算から行っております。これらの移行につきましては、遺漏のないよう努めるとともに半期での会計状況の現状把握と検証を行い、事務事業の効率化と透明性の確保に努めてまいります。

居宅介護事業（障害サービス）と訪問介護事業（介護保険サービス）については、引き続き利用者の尊厳とそれぞれの身体機能、利用者及びその家族等の意向を踏まえた計画づくりを行い、円滑なサービス提供に努めてまいります。

介護保険法の改正に伴う要支援者のサービス提供では、市における地域支援事業に移行することから、具体的な方針が示される中で、必要とされる体制づくり等を行うべく注視してまいります。

## 地域包括支援課

市からの受託事業として行う地域包括支援センターの運営が3年目を迎えます。法定事業である4つの事業活動を中心に、毎月実施している市との連絡会や日常の事例検討等をつうじた連携により、高齢者の尊厳と自立を大切にした取り組みを行ってまいります。

介護予防ケアマネジメント業務では、「せつついきいき健康づくりグループ」の事務局を担当しており、活動発表会や研修会などの活動支援を引き続き行うとともに健康維持や高齢者に関係する情報等に関する啓発を積極的に行い、健康づくりグループの増加と介護予防につながる取り組みを行ってまいります。

総合相談支援業務では、医療・保健・福祉の関係機関の連携として、市や専門機関、地域のさまざまな関係団体などとネットワークを図れるよう努め、市民の方々が気軽に相談できる体制づくりを目指してまいります。

権利擁護業務では、高齢者の虐待や権利侵害の防止、福祉サービスの適切な利用等を図りながら、誰もが住み慣れた地域で尊厳をもって日常生活を送りたいという普遍的な思いを実現することを目指して取り組んでいます。一人暮らしの高齢者を訪問するライフサポーターや日常生活自立支援事業との連携も図りながら虐待防止や適切なサービス利用の普及等に努めてまいります。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務では、支援を要する高齢者が入院、施設利用を行う場合において、介護支援専門員と主治医、施設関係者等が連携を図り、病院や施設と在宅生活をつなぐ連携支援システムの構築を検討してまいります。また、担当地域における介護支援専門員が抱える悩みや不安等の相談支援を引き続き行ってまいります。解決にあたっては、相談者のみならずサービス利用者のサポートも含めた支援に努めてまいります。

これら業務を行うに当たっての人材育成では、当該担当職員の質の向上を図る内外の研修はもとより、市民向けの啓発講座や市内介護保険事業所の職員を対象とした研修会を引き続き行ってまいります。

市内5つの中学校区を単位に市が設置している地域ケア会議は、その事務局を担当し、市の意向を踏まえ地域内の高齢者の状況や特性、情報等の意見交換や交流、検討が実施されています。市が策定される第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に示される内容等を踏まえ、引き続き市との協議、検討を行いながら事務局としての役割を果たしてまいります。

# 事業一覧

地域福祉課・地域係

| 事業名   | 実施予定時期                   | 内 容  |
|---|--------------------------|--|
| ふれあい配食サービス事業  | 通年                       | 市からの委託事業。昼食の確保及び安否確認を目的として実施する。配食委託業者との連携を図りながら、栄養面は元より、食の楽しみを実感する内容の昼食を届ける。   |
| 家族介護用品給付事業  | 通年                       | 市からの委託事業として家族介護用品給付事業における給付券の発行及び郵送事務を行う。  |
| 献血推進事業  | 通年                       | 市内における献血事業の啓発と街頭献血を実施する。   |
| 移送サービス事業  | 通年                       | リフト付き車両によりボランティアが送迎する。   |
| 福祉用具貸出事業<br>車いす                                       | 通年                       | 旅行や怪我などを理由とした一時的な利用や車いすのレンタルに必要な介護保険申請までのつなぎとして、車いすの貸出しを行う。また小学校が実施する車いす体験の際にも貸出す。   |
| 各種相談事業<br>・心配ごと相談事業<br>・心の相談事業<br>・介護相談               | 通年                       | 生活者の視点から、様々な市民相談に応じる。相談内容に応じて、的確な対応に努める。   |
| 日常生活自立支援事業<br>・事業周知の拡大<br>・市民講座の実施                    | 通年<br><br>平成28年2月        | 広報誌、講座などを通じて、事業の周知を行う。対象となる方が希望する場合は、関係機関との連携を図りながら、丁寧な対応で利用者の援助に努める。<br>日常生活自立支援事業関連講座として実施。事業の利用者のみならず、市民を対象とし、福祉サービスなどに関連した講座を実施する。       |
| 小地域ネットワーク活動推進   | 通年                       | 校区等福祉委員会を単位として要援護者一人ひとりに近隣の住民が見守り活動や援助活動を展開する。   |
| 介護者（家族）の会<br>・つどい場事業など                                | 通年                       | 会と連携し、介護者や認知症家族が気軽につどえる場をつくり、在宅介護の支援を図る事業を行う。  |
| ファミリー・サポート・センター事業<br><br>・子育てアドバイザー研修会<br>(家庭児童相談室共同) | 通年<br><br>1月頃～週1回（全6～7回） | 昨年から新たに開始した周知活動（各出張説明会・ブログ・学校保護者向けPRなど）を引き続き行うことで会員の拡充と事業の充実を図る。<br><br>市の行う「子育てアドバイザー」共に研修を実施し、会員登録の拡充につなげる。現在実施の基礎講習会より、時間数、内容共に充実したものとする。 |
| 地域ボランティア・小地域ネットワーク事業合同研修会                             | 平成28年3月                  | 地域ボランティア・福祉委員会の方々を対象として、研修を実施。他地域の地場産業などの見学、ボランティア同士の交流などを目的に実施する。   |

| 事業名                                     | 実施予定時期            | 内 容   |
|---|-------------------|---|
| 安心福祉講座事業                                | 8月から毎月1回          | より多くの市民が福祉への知識と関心を高めることで誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりに参加する機会をつくり、住民主体による地域福祉を推進するための講座を開催する。          |
| ボランティアセンター事業                            | 通年                | ボランティア登録とボランティア情報の提供と相談や需給調整を行うことで福祉のまちづくりを推進する。  |
| ・護身術（仮）講座（ボランティアセンター、ファミリー・サポート・センター共同） | 6月頃               | 不審者情報が相次ぐ昨今、ボランティアをはじめ地域住民に自分の身を守る方法を学んでもらう。  |
| ・移送サービス講習会                              | 7月上旬              | 移送サービスのボランティア確保のための講座を実施する。   |
| ・レクリエーション講座                             |                   | ボランティアや地域福祉活動に活かすことができるレクリエーション技術を学ぶ。   |
| ・ボランティアフェスティバル                          | 11月               | ボランティア活動の啓発と参加をよびかける。   |
| 生活福祉資金貸付事業                              | 通年                | 必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯へ貸付を行い世帯の自立を図る。また、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活福祉資金の貸付の活用することにより、相談者の自立を効率的に図る。 |
| 社会福祉資格実習生の受入                            | 6月・11月（それぞれ2週間程度） | 大阪人間科学大学等市内の大学に通う学生及び市内在住の学生を対象として、実習の受入を行う。社協特有の実習内容として地域の福祉活動体験・考察に重点を置く。                 |
| 社会福祉施設地域貢献委員会                           | 通年                | 社会福祉法人の在り方が問われる状況のもと、市内における施設が連携し関係機関との協働しながら施設の特長や強みを活かした地域のセーフティネットを担う事業を展開する。            |
| ・研修会                                    |                   |   |
| ・実務担当者情報交換会                             |                   |   |
| ・地域住民との情報交換会                            |                   |   |
| 災害時における職員対応マニュアルの作成                     | 随時                | 「摂津市地域防災計画」において社会福祉協議会の活動が位置づけられており、日頃から災害に備え、災害発生時に職員が早急かつ円滑に支援活動等を行うためのマニュアルを作成する。        |

地域福祉課・総務係

| 事業名                        | 実施予定時期      | 内 容   |
|----------------------------|-------------|---|
| 会員会費                       | 8月          | 会費の趣旨や用途をより周知し、多くの市民に協力を呼びかける。  |
| 赤い羽根共同募金<br>・街頭募金<br>・法人募金 | 10月         | 学生等、より多くの方々に街頭募金のボランティア等に参加を呼びかけ実施をする。<br><br>新たにより多くの企業・団体への法人募金の依頼を行う。  |
| 歳末たすけあい運動                  | 11月下旬       | 新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得てさまざまな福祉活動を重点的に展開する。 |
| 社協関係者・功労者式典事業<br>(感謝のつどい)  | 未定          | 歴代社協功労者(役員、多額寄付者など)を対象とした式典事業を実施する。                                       |
| 広報啓発活動                     | 随時          | 社協の事業計画・報告や予算・決算をホームページや社協ニュースで開示し広く市民へ周知する。                              |
| 新会計基準移行<br>・半期決算の実施        | 4月～<br>10月頃 | 新会計基準への移行を完了する。<br><br>半期での各経理区分や全体の会計状況の現状把握、見直しを行う。                     |

地域福祉課・介護係

| 事業名        | 実施予定時期 | 内 容  |
|------------|--------|--|
| 居宅介護等事業    | 通年     | 障害福祉サービスを提供している居宅介護事業所については、引き続き職員の資質の向上をはかり、利用者の尊厳とそれぞれの身体機能に見合ったサービスを計画し円滑にサービスが提供できるように努める。   |
| 訪問介護事業     | 通年     | 介護保険については平成27年度改正に伴い要支援1・2の対象者について本体の給付(予防給付)から訪問介護が外れることになる。廃止については平成27年当初からではなく、自治体の準備状況に応じて3年以内で完了予定となっており、「新しい総合事業」に移行し地域支援事業が再編される。今後ヘルパー派遣の体制等、必要な取り組みを進めるとともに、円滑なサービスの提供に引き続き努める。 |
| ライフサポーター事業 | 随時     | 「ひとり暮らしの登録」をされた方に対し、ライフ・サポーターが訪問し、安否の確認を行う。  |

地域包括支援課・包括・介護予防係

| 事業名  | 実施予定時期    | 内 容   |
|--|-----------|---|
| <p><b>地域包括支援センター事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防ケアマネジメント</li> <li>・ 総合相談</li> <li>・ 権利擁護</li> <li>・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援</li> <li>・ 事業所職員研修、市民研修</li> <li>・ 地域ケア会議</li> </ul> | <p>通年</p> | <p>高齢者の保健・福祉・医療の向上と虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う。</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活が送れるための自主活動グループの支援や健康の向上に関する情報提供と啓発を図る。</p> <p>医療・保険・福祉の関係機関と連携を図り地域でのネットワークを構築する。</p> <p>高齢者の権利を擁護するため、民生委員をはじめ地域住民と連携し虐待の防止や消費者被害の軽減に努める。</p> <p>高齢者とその家族を介護支援専門員が医療機関や地域の関係者等と連携し支援するとともに地域の介護支援専門員が円滑に業務を遂行できるよう相談と支援を行う。</p> <p>事業所職員の資質向上及び高齢者が悪徳商法等の被害に合うことが多いことを鑑みて研修会を市民・関係団体を対象に実施する。</p> <p>地域包括ケアシステムの構築のため地域に共通した課題を明確化するとともに地域住民と関係機関連携する会議を実施する。</p> |